

判定期間（前期3月～8月、後期9月～2月）のケアプランを位置づけたサービスのうち、〇〇サービスが特定の法人に偏ってしまいました。決して困り込みではなく、利用者本位で仕事をしているのに、減算になるのは困ります。どうしたらよいですか？



一緒に考えてみましょう！

特別地域加算を算定していますか？※1

はい

正当な理由があります。 [正当な理由①]  
該当する正当な理由番号と80%を超えている状況について届け出て下さい。

いいえ  
右のどれかにあてはまりますか？  
いいえ

判定期間の1月当たりの平均居宅サービス計画件数は20件以下ですか？（全体で判断）

はい

[正当な理由④] 正当な理由があります。該当する正当な理由番号と80%を超えている状況について届け出て下さい。

判定期間の1月当たりの計画件数が、各サービスで平均10件以下ですか？（各サービスで判断）

はい

[正当な理由⑤] 正当な理由があります。該当する正当な理由番号と80%を超えている状況について届け出て下さい。

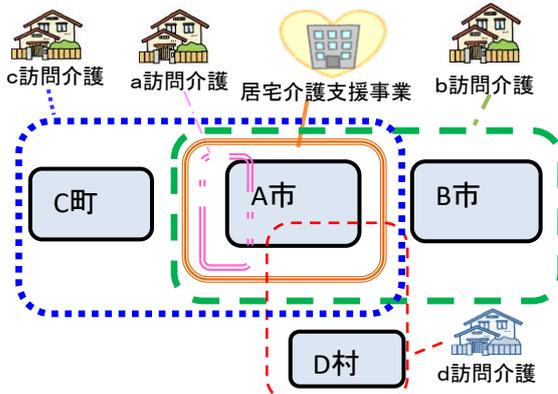
居宅介護支援事業所が、市長の認める「各サービスで3法人以下の日常生活圏域」にありますか？（各サービスで判断） ※2

はい

[正当な理由③] 正当な理由があります。該当する正当な理由番号と80%を超えている状況について届け出て下さい。

80%を超えたサービスについて、事業所の通常の実施地域が、居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域を包括する事業所数が、4事業所以下ですか？ ※3

- 訪問介護が80%を超えた場合  
居宅介護支援事業所・・・A市全域が実施地域  
a 訪問介護・・・A市の一部が実施地域  
b 訪問介護・・・A市・B市全域が実施地域  
c 訪問介護・・・A市・C町全域が実施地域  
d 訪問介護・・・A市の一部とD村全域が実施地域



居宅介護支援事業所の実施地域であるA市全域を実施地域とするb・cの2事業所が通常の実地地域を包括する事業所として数えられる。

いい

はい



80%を超えたサービスのケアプランのうち、次の要件を満たす事業所のケアプランがありますか？

(ア) 「介護サービス情報公表システム」で「サービスの質の評価を受けている」※4



80%を超えたサービスのケアプランのうち、次の要件を**全て**満たす事業所のケアプランがありますか？

(イ)パンフレット・ホームページなどで一般でも容易にサービスの内容を確認できるようになっている。※5

(ウ)サービスの質の向上に十分な体制整備を評価する加算を1つ以上算定している。※6

(エ)利用者本人または家族から、その事業所利用の希望があったこと、及びその事業所利用が、利用者本人のためになるかどうか、サービス担当者会議等で検討された記録がある。※7



事前相談シートに該当するやむを得ない理由がありますか？ ※8

- ・廃止又は休止事業所の利用者を受け入れた。
- ・災害等による緊急事対応で利用者を受け入れた。
- ・市長が認める日常生活圏域に居住する者がいて、その利用者が選択できる当該サービス事業所が1つしかないと説明できるケアプランがある。



正当な理由があります。  
該当する正当な理由番号と80%を超えている状況について届け出て下さい。

[正当な理由②]



正当な理由があります。  
該当する正当な理由番号と80%を超えている状況について届け出て下さい。  
また、要件を満たすケアプランを除外して再計算した「別紙1-2」を添付して下さい。除外して再計算した結果が、80%以下となれば、減算対象になりません。

[正当な理由⑥]



正当な理由があります。  
事前相談シートを作成し、小千谷市へ提出して下さい。  
該当する正当な理由番号と80%を超えている状況について届け出て下さい。  
また、要件を満たすケアプランを除外して再計算した「別紙1-2」を添付して下さい。除外して再計算した結果が、80%以下となれば、減算対象になりません。

[正当な理由⑦]

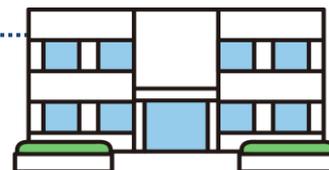




正当な理由があるかどうか判断できません。

個別に正当な理由に該当するかどうか判断を求める場合は、事前相談シートに具体的な事由を記載し、市へ提出して下さい。市からの回答を受け、80%を超えている状況について届け出ていただきます。

正当な理由がないと判断された場合は、減算の対象となります。



※1	居宅介護支援事業所の所在地が特別地域加算対象地域であり、体制届で加算算定を届け出ている。※小千谷市には対象地域はありません。
※2	居宅介護支援事業所の所在する日常生活圏域で各サービスで3法人以下の市長の認める地域一覧は別紙3。○が付いている場合のみ。※小千谷市には対象サービスはありません。
※3	サービス別事業所の通常の実施地域一覧についての取扱いは、別紙4。判定シートも利用して、正当な理由②が適用になるかどうか確認して下さい。判定シート等は小千谷市への届出は不要。(サービス事業所の通常の実施地域の状況については、事業所へ直接お問い合わせください。)
※4	サービス事業所が介護サービス情報公表システムでサービスの質の評価を受けている場合は、それ1つで正当な理由ありとする。ただし、システム掲載を申し込んでから掲載されるまでに時間を要することから、小千谷市への届出日までに報告している事業所とする。(新潟県H27年度版Q&A質問20) ※掲載が確認できない場合は、報告日を確認させていただきます。
※5	パンフレット・ホームページなどでの公表については、必ずしも利用者が見ることができるかどうかではなく、利用者以外でも情報収集できる状態かどうかで判断可。
※6	サービスの質を向上するのに十分な体制整備を評価する加算についての、対象加算名一覧は別紙5。(サービス事業所の加算の状況については、事業所へ直接お問い合わせください。)
※7	検討された記録に記載されているべき内容一覧は別紙6。写しの添付等は不要。
※8	事前相談シートは別紙7。前期・後期ともに、小千谷市への届出締め切り日までの間に提出し、小千谷市から回答をもらっていること。

※ご不明な点がございましたら、下記担当までお問い合わせください。

【問い合わせ先】  
 小千谷市福祉課介護保険係  
 電話 0258-83-3517  
 FAX 0258-83-4160  
 e-mail [fukushi-kg@city.ojiya.niigata.jp](mailto:fukushi-kg@city.ojiya.niigata.jp)